

農林水産部発注工事等に係る積算基準の改定について

本県の農林水産部発注工事等に係る積算基準については、国に準拠しているところですが、今般下記のとおり改定します

(1) 対象

		農業農村整備事業	森林整備保全事業
工事	諸経费率等	4月1日改定	
	歩掛	6月1日改定	8月1日改定予定
業務	諸経费率等	4月1日改定	
	歩掛	6月1日改定	8月1日改定予定

(2) 実施日

令和8年6月1日

(3) 国の参考資料（ホームページアドレス）

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html

林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html